

◎有価証券関係

1. 売買目的有価証券

該当事項ありません。

2. 満期保有目的の債券

[単位：百万円]

種類	平成24年9月期			平成25年9月期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—
	地方債	3,322	3,405	82	2,262	2,310
	短期社債	—	—	—	—	—
	社債	1,865	1,878	12	—	—
	その他	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	—
	その他の有価証券	—	—	—	—	—
	小計	5,188	5,283	94	2,262	2,310
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	—
	その他の有価証券	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—
合計	5,188	5,283	94	2,262	2,310	47

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当事項ありません。

[注] 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

[単位：百万円]

	平成24年9月期	平成25年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	1,329	1,329
関連法人等株式	—	—
合計	1,329	1,329

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券

[単位：百万円]

種類	平成24年9月期			平成25年9月期			
	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,432	1,148	1,283	16,447	11,073	5,373
	債券	468,682	461,390	7,291	461,138	454,538	6,600
	国債	307,131	302,489	4,642	275,052	271,134	3,917
	地方債	113,482	111,261	2,221	120,654	118,482	2,172
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	48,067	47,639	428	65,431	64,921	510
	その他	17,807	17,285	521	19,403	17,952	1,450
	外国債券	14,741	14,388	353	13,725	13,530	195
	その他の有価証券	3,065	2,897	168	5,678	4,422	1,255
	小計	488,922	479,824	9,097	496,989	483,564	13,425
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,003	13,699	△2,696	1,635	1,883	△248
	債券	75,502	75,515	△13	95,091	95,115	△23
	国債	65,017	65,020	△3	69,001	69,002	△1
	地方債	—	—	—	2,709	2,715	△6
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,485	10,495	△9	23,380	23,397	△16
	その他	2,917	3,175	△257	2,300	2,356	△55
	外国債券	—	—	—	2,204	2,257	△53
	その他の有価証券	2,917	3,175	△257	96	98	△2
	小計	89,423	92,391	△2,967	99,027	99,355	△327
合計	578,345	572,216	6,129	596,017	582,920	13,097	

[注] 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券 [単位：百万円]

	平成24年9月期	平成25年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	1,446	1,481
その他	194	152
合計	1,640	1,634

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 減損処理を行った有価証券

平成24年9月期

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間期における減損処理額は、91百万円(うち、株式91百万円、その他の有価証券該当なし)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したこと」としてしております。

平成25年9月期

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間期における減損処理額は、該当なしであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したこと」としてしております。

◎金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項ありません。

◎デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引

[単位：百万円]

種類	平成24年9月30日				平成25年9月30日			
	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
為替予約								
店頭 売建	3,470	—	45	45	7,156	—	64	64
買建	258	—	△2	△2	88	—	△0	△0
合計	—	—	42	42	—	—	63	63

[注] 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定：割引現在価値等により算定しております。

3. 金融商品取引所取引につきましても、該当事項ありません。

(3) 株式関連取引

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引

該当事項ありません。

(5) 商品関連取引

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当事項ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引

[単位：百万円]

ヘッジ会計の方法	種類	平成24年9月30日				平成25年9月30日			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	為替予約	外貨預金	3,125	—	△29	外貨預金	18,500	—	△177
合計		—	—	—	△29	—	—	—	△177

[注] 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定：割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、該当事項ありません。

(3) 株式関連取引

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引

該当事項ありません。